

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	70 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	69 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

長野国民年金 事案 827

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで
会社を退職後、母に年金は大切だからと言われ国民年金に加入した。
保険料は税金と一緒に退職金で納付した記憶があるのに申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和50年2月頃国民年金の加入手続を行ったと推認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付しているところ、昭和50年4月からは任意加入により保険料を納付していることから、申立人が、その直前の強制加入期間である申立期間の保険料を未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 4 日から 34 年 2 月 21 日まで

A社B工場に勤務していたときの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、退職時に脱退手当金の説明を受けた覚えは無く、自分で請求した覚えもない。

申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間（昭和 34 年 4 月 27 日から同年 5 月 10 日まで）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の 34 年 6 月 19 日に支給されたこととなっている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定に必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した旨の記録と考えられる「34. 4. 18 回答済」の印が確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、上記回答印の記録により、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間の前に請求されたものと考えられるところ、当時の厚生年金保険法第 72 条によると、脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となったときは消滅すると規定されていることから、当該申立期間後の被保険者期間においては申立人の脱退手当金の受給権が消滅しており、支給記録自体に疑義が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

長野厚生年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年2月28日
② 平成20年2月29日

平成19年2月及び20年2月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支給明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年7月18日

A連合会B県本部から平成20年7月18日に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されている。しかし、厚生労働省の記録では、当該賞与支給に係る記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成20年7月賞与明細表により、申立人は、申立期間について、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 66 件（別紙一覧表参照）

別紙

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
1005	女		昭和 43 年生		3 万円
1006	女		昭和 21 年生		3 万円
1007	女		昭和 40 年生		3 万円
1008	女		昭和 30 年生		3 万円
1009	女		昭和 39 年生		3 万円
1010	女		昭和 43 年生		3 万円
1011	女		昭和 47 年生		3 万円
1012	女		昭和 38 年生		3 万円
1013	女		昭和 44 年生		3 万円
1014	女		昭和 37 年生		3 万円
1015	女		昭和 30 年生		3 万円
1016	女		昭和 54 年生		3 万円
1017	女		昭和 40 年生		3 万円
1018	女		昭和 35 年生		3 万円
1019	女		昭和 30 年生		3 万円
1020	女		昭和 39 年生		3 万円
1021	女		昭和 34 年生		3 万円
1022	女		昭和 33 年生		3 万円
1023	女		昭和 30 年生		3 万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
1024	女		昭和 42 年生		3 万円
1025	女		昭和 50 年生		2 万円
1026	女		昭和 33 年生		3 万円
1027	女		昭和 25 年生		3 万円
1028	女		昭和 42 年生		3 万円
1029	女		昭和 31 年生		3 万円
1030	女		昭和 49 年生		3 万円
1031	女		昭和 31 年生		3 万円
1032	女		昭和 58 年生		3 万円
1033	女		昭和 33 年生		3 万円
1034	女		昭和 40 年生		3 万円
1035	女		昭和 34 年生		3 万円
1036	女		昭和 42 年生		3 万円
1037	女		昭和 45 年生		3 万円
1038	女		昭和 53 年生		3 万円
1039	女		昭和 33 年生		3 万円
1040	女		昭和 36 年生		3 万円
1041	女		昭和 42 年生		3 万円
1042	女		昭和 46 年生		3 万円
1043	女		昭和 44 年生		3 万円
1044	女		昭和 41 年生		3 万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
1045	女		昭和 34 年生		3 万円
1046	女		昭和 33 年生		3 万円
1047	女		昭和 37 年生		3 万円
1048	女		昭和 31 年生		3 万円
1049	女		昭和 50 年生		3 万円
1050	男		昭和 21 年生		3 万円
1051	男		昭和 23 年生		3 万円
1052	男		昭和 21 年生		3 万円
1053	男		昭和 21 年生		3 万円
1054	男		昭和 22 年生		3 万円
1055	男		昭和 27 年生		3 万円
1056	女		昭和 42 年生		3 万円
1057	女		昭和 35 年生		3 万円
1058	女		昭和 43 年生		3 万円
1059	女		昭和 21 年生		3 万円
1060	女		昭和 29 年生		3 万円
1061	男		昭和 18 年生		3 万円
1062	男		昭和 56 年生		3 万円
1063	男		昭和 45 年生		3 万円
1064	女		昭和 40 年生		3 万円
1065	女		昭和 33 年生		3 万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
1066	女		昭和 42 年生		3 万円
1067	女		昭和 56 年生		3 万円
1068	女		昭和 45 年生		3 万円
1069	男		昭和 18 年生		3 万円
1070	男		昭和 26 年生		3 万円

長野厚生年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和52年10月31日から同年11月1日まで

申立期間①については、B連合会C工場から同工場の一部移譲先であるD社（現在は、E社）に移籍し、期間を空けることなく継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、A社から関連会社のF社に異動し、期間を空けることなく継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社から提出された労働者名簿により、申立人は、当該事業所及びその関連会社に継続して勤務し（A社からF社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の労働者名簿には、申立人に係る異動日の記載は無いものの、A社が「本来、申立人の資格喪失日を昭和52年11月1日と届け出るべきところを、同年10月31日と誤って届け出てしまった。」と回答していることから、申立期間②については、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和 52 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が上記のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと認めていることから、事業主が昭和 52 年 10 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人から提出された履歴書（申立人が G 社に就職するため当該期間後の昭和 43 年 2 月頃作成したもの）及び複数の元同僚の証言により、申立人が B 連合会 C 工場から D 社へ移籍し、期間を空けることなく継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、「B 連合会 C 工場から D 社に移籍したのは自分を含めて 8 名か、9 名程度であった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人と同時期に移籍している元同僚 7 名についても、申立人と同日の昭和 34 年 7 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間①に係る被保険者記録は無いことが確認できる。

また、当該元同僚 7 名のうち一人は、「昭和 34 年ごろに B 連合会 C 工場の一部が D 社に譲渡され、その結果、私と申立人を含む約 10 名が移籍することになった。C 工場の譲渡に伴う従業員の解雇を防ぐため、労働組合員として連合会と交渉した記憶がある。私や申立人の年金記録に、移籍に伴う中抜期間が生じているのは、譲渡後しばらくの間、雇用関係が不安定かつ不明確であったせいかもしれない。」と証言している。

さらに、E 社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から11年3月まで
A村に婚姻届を提出した際に、自分と夫の国民年金の加入手続を行った。
申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、夫のみ納付した記録となっており、自分は申請免除期間とされている。
国民年金保険料の免除の申請手続きを行った記憶は無く納付できない。
申立期間について、国民年金保険料を納付していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A村に婚姻届を提出（平成10年12月*日）した際に、納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間を含む10年4月から11年3月までは申請免除期間とされていることから、当時、A村において申立期間の保険料納付書が発行されたとは考え難い上、申立期間後の同年4月の保険料については、12年12月4日に納付されていることが確認できる。

また、前述のとおり、申立期間は申請免除期間とされていることから、当該期間の国民年金保険料を納付する場合、追納申出を行い、追納保険料納付書により納付する必要があるが、オンライン記録では、申立期間に係る追納申出及び追納保険料納付書交付の記録は無い。

なお、申立人は、申立期間を含む平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料の免除申請手続きを行った記憶は無いと主張しているが、B市の国民年金被保険者名簿（電算記録）及びA村の国民年金被保険者台帳（電算記録）によると、申立人の申立期間を含む10年4月から11年3月までは申請免除期間となっていることが確認でき、当該免除記録はオンライン記録と一致しており、その事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、婚姻届の提出時に、夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の夫に係る申立期間の国民年金については、オンライン記録によると、夫の厚生年金保険の被保険者資格喪失日（平成 10 年 12 月 25 日）を勧奨事象発生年月日として、11 年 11 月 24 日に「未加入期間国年適用勧奨」が行われたことが確認できることから、少なくとも同年 11 月頃までは、加入手続が行われなかったと推認できる上、申立人の夫の、申立期間を含む 10 年 12 月から 11 年 4 月までの国民年金保険料は、12 年 12 月 4 日に納付されたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 22 日から 40 年 5 月 27 日まで

A社B工場に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も全く無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 5 月 27 日の前後に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性 17 名のうち、13 名に脱退手当金の支給記録があり、このうち 12 名は資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者がいる。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書の事業所名称欄にA社B工場のゴム印が押されていることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 7 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月20日から同年7月20日まで
② 昭和22年7月20日から23年3月25日まで
③ 昭和23年3月25日から32年2月16日まで

申立期間①及び③については、A社B工場に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金の支給済期間とされている。

退職時に脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、自分で請求した記憶も無いので、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、上記事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。申立期間においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③については、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日の前後各1年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性38名のうち、36名に脱退手当金の支給記録があり、このうち、31名は被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定されている。また、C社（A社の後継会社）は、「申立期間当時、事務担当者が本人に代わって脱退手当金の請求手続を行っていた。」と説明しているところ、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者が複数いることを踏

まえると、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は、A社B工場において、昭和22年7月20日に厚生年金保険の被保険者資格を一旦喪失した後、23年3月25日に同資格を再取得していることが確認できる上、当該資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録の資格取得日及び資格喪失日と一致している。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立人とほぼ同時期（昭和22年前半から23年前半）にA社B工場において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚34名に照会したところ、このうち回答が得られた約半数の同僚は、いずれも申立人のことを覚えていないと答えていることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態について確認できない。

さらに、A社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄したと回答しており、申立人の当該事業所における申立期間②を含めた継続勤務について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。